

せいそう 労働者 速報

2024 年 11 月 22 日
No. 1223
東京清掃労働組合
企画・総務局

2024 賃金確定闘争、妥結を判断

月例給・一時金の引上げ改定を実施させるとともに、 行政職給料表の最低改定額を上回る引上げを勝ち取る 清掃職員の賃金水準・人事制度の総合的・抜本的な 改善にむけた新たな闘いが始まる

区長会が山場と設定した 21 日、朝から専門委員会交渉を実施し、歩み寄りを求める交渉が進められました。業務職給料表等の具体的なものが提示されない状況が続きましたが、夜に差し掛かり、局面打開に向けたトップ会談が設定され、その協議の中でようやく踏み込んだ回答を引き出せました。



断続的に開催された中央執行委員会・中央委員会において、区長会側の最終提案が説明され、まずは団体交渉で示させることを判断しました。

区長会の最終案は決して我われの要求に対して満額の回答ではありませんでしたが、行政職給料表（一）の最低改定額を超える引上げを勝ち取ったこと、清掃職員に関わる賃金・人事制度の改善について検討・協議することを言及させたことなどを踏み込んだ回答と受け止め、中央委員会で妥結の判断をしました。

本日 22 日（金）の始業時から配置していた 1 時間の実力行使指令は解除とします。職場報告集会での情報共有と意思統一をお願いします。

2024 賃金確定闘争 主な妥結結果について

1. 特別区人事委員会勧告⇒勧告どおり実施

(1) 月例給

勧告給料表のとおり改定し、本年4月1日から適用

(2) 一時金

年間支給月数を0.2月引上げ、4.85月とする。

今年度については12月期の期末手当と勤勉手当の支給月数を0.1月ずつ引き上げる。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は0.05月ずつ)

(3) 扶養手当

勧告の通り実施（経過措置等含む）

2. 業務職給料表について

行政職給料表（一）における公民較差の解消による引上げに合わせ、業務職給料表の給料月額を、行政職給料表（一）の引上げと同率程度引き上げる。

3. 技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置の特例の年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長について

引き続き豊富な経験を有する職員の人材活用を図る観点から、技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例について、その要件の上限部分の引上げ及び期間の延長を行う。

4. 本人希望による転職制度（5号転）について

職員の採用・昇任等に関する一般基準第9項第5号による転職について、技能系職種への転職に係る年齢要件及び転職調整号数を見直す。

(1) 年齢要件を撤廃する。

(2) 転職調整号数を付さないこととする。

5. 再任用職員の生活関連手当について

国における給与法が改正次第、速やかに最終的な検討結果を提示し、協議する。

今後の取り組みについて

2024 賃金確定闘争は、大きな制度矛盾を抱えている業務職給料表とともに、清掃職員の人事制度の総合的・抜本的な改善を最重要課題として捉え、闘いを展開してきました。議事録において「技能・業務系職員に係る任用及び給与上の一体的な取組について慎重に検討してまいりたい」と言及させたことは、これまで「所要の見直しが図られている」とされてきた我われの賃金・人事制度の見直しにむけて大きな前進だと言えます。「魅力ある賃金・人事制度」の構築は、今後の交渉がより重要になります。本部交渉はもとより、各区からの追い上げもさらに強化し、我われが望む制度を確立しましょう！

今賃金確定闘争における取り組みにご参加・ご協力いただいたすべての仲間の皆さん、大変お疲れ様でした。引き続き共に頑張りましょう！！



※妥結内容の詳細については、早急に支部書記長会議を開催し、説明します。また、「せいそう労働者(2024 賃金確定闘争妥結号)」を発行します。

中央執行委員と連携し、組合員への周知をお願いします。

2024 年度賃金確定（第 4 回）団体交渉

1. 日 時 2024 年 11 月 21 日（木） 22 時 6 分から 22 時 14 分

2. 場 所 東京区政会館 20 階 203 会議室

3. 出席者

区長会：

佐藤副区長会会長（荒川区）、寺田副区長会副会長（新宿区）、川野副区長会副会長（大田区）、田中副区長会役員（中央区）、野村副区長会役員（台東区）、中村副区長会役員（世田谷区）、青山副区長会役員（中野区）、弓場副区長会役員（江戸川区）、入澤副管理者（特人厚）

オブザーバー：

小林人事企画部長（特人厚）、林調査課長（特人厚）、新井勤労課長（特人厚）

清掃労組：

多田中央執行委員長、西村副中央執行委員長、坂部副中央執行委員長、渡辺書記長、萩原書記次長、泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、西大條常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員、高橋常任中央執行委員

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

先月 9 日の人事委員会勧告以降、私どもは、その取扱いについて、総合的かつ慎重に検討を重ねてまいりましたが、本日、最終判断をいたしましたので、申し上げます。

まず、本年の給与改定については、人事委員会勧告のとおり実施することといたします。

具体的には、月例給について、勧告給料表のとおり改定することとし、

本年４月１日から適用することといたします。

また、特別給について、年間の支給月数を０.２月引き上げ、４.８５月とし、引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することといたします。なお、今年度は、１２月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ０.１月引き上げることとし、来年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、別紙のとおりといたします。

さらに、扶養手当についても、配偶者等に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当の月額を１人につき１０,５００円とし、令和７年４月１日から実施いたします。なお、特例措置といたしまして、配偶者等に係る手当の月額について、令和７年度にあっては４,０００円、令和８年度にあっては２,０００円とし、また、子に係る手当の月額について、令和７年度にあっては９,５００円、令和８年度にあっては１０,０００円とすることといたします。

なお、皆さんから強い要求をいただいている、再任用職員を含めた高年齢層職員の処遇改善については、引き続き、国や人事委員会の動向等を注視しつつ、皆さんと丁寧に協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、業務職給料表について申し上げます。

これまでに申し上げてきましたとおり、業務職給料表については、昨年度の交渉結果はもとより、本年の人事委員会勧告の内容やその取扱い、国の動向等に加え、東京都における本年の給与改定交渉に係る妥結結果を踏まえ、改定に関し慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、業務職給料表について、「業務職給料表の改定について（案）」のとおり、行政職給料表（一）の改定に準じた引上げ改定をすることとし、勧告給料表と同じく、本年４月１日から適用することといたします。

以上の項目に関し、改正が必要となる条例議案については、直ちに各区議会に提案できるよう準備をいたします。

なお、月例給、特別給とも今回の改定に伴う増額分については、各区議会における議決の後、できる限り速やかに支給できるよう手続を進めてまいります。

次に、技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例について申し上げます。

本特例については、豊富な経験を有する職員の人材活用を図るとともに、適正な職員構成の実現に資するため、平成30年度から実施しており、年齢要件の見直しを行いながら、その実施期間を延長してきております。

私どもといたしましては、今年度で終期を迎える、この経過措置としての特例について、引き続き、豊富な経験を有する職員の人材活用を図るため、定年年齢の引上げに合わせ、年齢要件の上限部分を引き上げるとともに、実施期間を2年間延長することといたします。

詳細は、「技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例の年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長について（案）」のとおりです。

次に、本人希望に基づき任命権者が実施する転職選考に係る年齢要件及び転職調整号数の見直しについて申し上げます。

定年年齢が段階的に引き上げられる中、高年齢層職員を中心とする人材の更なる活用を図るため、職員の採用・昇任等に関する一般基準第9項第5号による転職について、技能系職種への転職に係る年齢要件及び転職調整号数を見直すことといたします。

具体的には、年齢要件を撤廃するとともに、転職調整号数を付さないことといたします。

詳細は、「職員の採用・昇任等に関する一般基準第9項第5号による転職に係る年齢要件及び転職調整号数の見直しについて（案）」のとおりです。

次に、技能・業務系人事制度について申し上げます。

皆さんからは、清掃職員に係る人事・給与制度の抜本的な改善を行うよう、強い要求をいただいておりますが、この間の専門委員会交渉等を通じ、労使で人事管理の実態等を確認した上で、人材確保に資する更なる取組が必要であるとの課題を共有いたしました。

私どもは、今回、技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例の延長や転職制度の見直しを提示いたしましたが、引き続き、特別区政を担う人材の確保を推進するため、技能・業務系職員に係る任用及び給与上の一体的な取組について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、国における給与制度のアップデートについて申し上げます。

皆さんからは、再任用職員の処遇改善のため、国家公務員と同様に、令和7年度から再任用職員に対する住居手当を支給するよう、強い要求をいただいているところです。

私どもは、皆さんの要求について、国や他団体の動向等に加え、この間の協議も踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりました。

私どもといたしましては、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高年齢層職員の能力及び経験の活用に資する取組を進めていく必要があると考えております。そのため、現時点において、国における給与法改正が見通せないところではありますが、給与法の改正次第、最終的な検討結果を皆さんに提示し、丁寧に協議してまいりたいと考えております。

加えて、再任用職員を含めた高年齢層職員に係る人事制度については、引き続き、国や人事委員会の動向等を注視しつつ、特別区が取り得る対応について、必要な検討を進めてまいります。

その他の給与改定諸項目については、別紙のとおりといたします。

ただいま申し上げた私どもの考えは、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、本年の人事委員会勧告を踏まえて、自主的な解決を図るという観点から、熟慮に熟慮を重ねた結果の最終判断になりますので、是非ともご理解いただきたく存じます。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

皆さん方から示された考え方と回答は、これまでの私どもの主張に対し、一定踏み込んだものと受け止めますが、この間の団体交渉や専門委員会交渉等で、特に主張してきた「清掃職員に係る人事・給与制度の抜本的な改善」については、「人材確保に資する更なる取組が必要であるとの課題を共有」した上で、「引き続き、特別区政を担う人材の確保を推進するため、技能・業務系職員に係る任用及び給与上の一体的な取組について、慎重に検討してまいりたい」としました。

改めて、区長会として、清掃職員に係る人事・給与制度の改善に向け、速やかに私どもと協議を進めていくという認識に相違がないか、皆さん方の考えを伺います。

〈当局〉

ただいま、皆さんから言及がありました技能・業務系人事制度について申し上げます。

私どもといたしましては、技能・業務系職員の人材確保を推進するため、慎重に検討を進めるとともに、皆さんと丁寧に協議してまいりたいと考えております。

〈清掃労組〉

ただいま、踏み込んだ考え方と回答が示されましたので、機関に持ち帰り判断することといたします。

I 給与改定諸項目の内容

番号	項目	内容	備考
(1)	行政職給料表 (一) 医療職給料表 (一) 医療職給料表 (二) 医療職給料表 (三) 幼稚園教育職員給料表	勧告のとおり実施する。	令和6年4月1日から適用
(2)	特別給	勧告のとおり実施する。	
(3)	扶養手当	勧告のとおり実施する。	
(4)	業務職給料表	別紙のとおり	令和6年4月1日から適用
(5)	技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例の年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長について	別紙のとおり	
(6)	職員の採用・昇任等に関する一般基準第9項第5号による転職に係る年齢要件及び転職調整号数の見直しについて	別紙のとおり	
(7)	再採用選考(カムバック採用)制度の導入について	小委員会交渉で示したとおり	

II 交渉項目の扱い

番号	項目	内容
(1)	任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	令和7年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。

<参考>

期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の改正について

1 令和6年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員以外の職員）

	6月	12月	計
期末手当	1.20月	<u>1.30月</u>	2.50月
勤勉手当	1.125月	<u>1.225月</u>	2.35月
計	2.325月	2.525月	4.85月

(2) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）

	6月	12月	計
期末手当	0.675月	<u>0.725月</u>	1.40月
勤勉手当	0.55月	<u>0.60月</u>	1.15月
計	1.225月	1.325月	2.55月

2 令和7年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員以外の職員）

	6月	12月	計
期末手当	<u>1. 25 月</u>	<u>1. 25 月</u>	2. 50 月
勤勉手当	<u>1. 175月</u>	<u>1. 175月</u>	2. 35 月
計	2. 425月	2. 425月	4. 85 月

(2) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）

	6月	12月	計
期末手当	<u>0. 70 月</u>	<u>0. 70 月</u>	1. 40 月
勤勉手当	<u>0. 575月</u>	<u>0. 575月</u>	1. 15 月
計	1. 275月	1. 275月	2. 55 月

業務職給料表の改定について（案）

1 改定方針

行政職給料表（一）における公民較差の解消による引上げに合わせて、現在の業務職給料表（令和5年4月1日適用）の給料月額を、行政職給料表（一）の引上げと同率程度引き上げる。

2 業務職給料表

別紙のとおり

3 適用日

令和6年4月1日

業務職給料表 (案)

別紙

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	161,800	225,100	242,000	248,600
	2	162,500	226,000	243,600	250,200
	3	163,200	227,300	245,200	251,900
	4	163,900	228,600	246,900	253,600
	5	164,600	229,900	248,500	255,400
	6	165,300	231,300	250,100	257,000
	7	166,000	232,600	251,700	258,800
	8	166,700	233,900	253,300	260,500
	9	167,400	235,300	255,200	262,300
	10	168,100	237,200	257,000	264,000
	11	168,800	239,000	259,000	265,800
	12	169,500	240,800	261,100	267,500
	13	170,200	242,700	263,100	269,200
	14	171,200	244,000	264,800	270,900
	15	172,200	245,200	266,400	272,600
	16	173,200	246,500	267,900	274,300
	17	174,200	247,800	269,500	276,100
	18	175,300	249,000	271,000	277,800
	19	176,400	250,300	272,600	279,500
	20	177,500	251,500	274,100	281,300
	21	178,700	252,600	275,700	283,100
	22	179,900	253,800	277,200	285,100
	23	181,100	255,000	278,800	287,300
	24	182,300	256,200	280,300	289,500
	25	183,400	257,400	281,900	291,700
	26	184,600	258,500	283,400	293,600
	27	186,000	259,700	285,000	295,400
	28	187,300	260,900	286,500	297,200
	29	188,500	262,100	288,000	299,100
	30	190,000	263,300	289,500	300,800
	31	191,500	264,500	290,900	302,600
	32	192,500	265,600	292,500	304,400
	33	193,500	266,800	294,000	306,200
	34	195,200	267,900	295,500	308,100
	35	197,000	269,100	297,000	309,900
	36	198,700	270,200	298,400	311,700
	37	200,200	271,300	300,000	313,400
	38	201,000	272,500	301,400	315,200
	39	201,700	273,500	302,900	316,900
	40	202,300	274,700	304,300	318,600

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	41	202,900	275,800	305,700	320,200
	42	203,700	277,000	307,000	321,800
	43	204,400	278,100	308,400	323,500
	44	205,200	279,300	309,800	325,100
	45	206,000	280,300	311,200	326,800
	46	206,800	281,500	312,600	328,400
	47	207,800	282,600	313,900	330,000
	48	208,600	283,700	315,100	331,500
	49	209,600	284,800	316,400	333,000
	50	210,600	285,900	317,700	334,500
	51	211,700	287,100	319,000	336,000
	52	212,800	288,100	320,200	337,300
	53	213,900	289,300	321,400	338,600
	54	214,900	290,300	322,600	339,900
	55	215,900	291,400	323,700	341,200
	56	216,800	292,400	324,700	342,500
	57	217,700	293,500	325,700	343,700
	58	219,200	294,300	326,500	344,900
	59	220,200	295,200	327,400	346,000
	60	221,300	296,000	328,200	347,100
	61	222,400	296,800	329,000	348,000
	62	223,400	297,500	329,800	348,900
	63	224,400	298,200	330,600	349,800
	64	225,500	298,900	331,200	350,600
	65	226,600	299,500	331,900	351,500
	66	227,600	300,100	332,600	352,200
	67	228,600	300,600	333,200	353,000
	68	229,700	301,100	333,700	353,700
	69	230,800	301,700	334,300	354,400
	70	231,800	302,200	334,800	355,000
	71	232,900	302,700	335,300	355,600
	72	234,000	303,200	335,700	356,200
	73	235,000	303,600	336,200	356,900
	74	236,000	304,000	336,600	357,400
	75	237,100	304,500	337,000	358,000
	76	238,100	304,900	337,500	358,500
	77	239,100	305,400	337,900	359,000
	78	240,100	305,700	338,300	359,500
	79	241,200	306,200	338,800	359,900
	80	242,200	306,600	339,200	360,400

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	81	243,300	307,000	339,500	360,800
	82	244,300	307,400	339,900	361,100
	83	245,300	307,800	340,300	361,600
	84	246,400	308,300	340,700	362,000
	85	247,500	308,700	341,200	362,400
	86	248,500	309,100	341,600	362,800
	87	249,600	309,400	342,000	363,200
	88	250,700	309,800	342,400	363,600
	89	251,700	310,100	342,700	363,900
	90	252,800	310,500	343,100	364,400
	91	253,800	310,800	343,400	364,800
	92	254,800	311,200	343,800	365,200
	93	255,900	311,500	344,100	365,500
	94	256,900	311,900	344,500	365,900
	95	258,000	312,200	344,800	366,200
	96	259,000	312,600	345,100	366,600
	97	260,100	312,900	345,500	366,900
	98	261,200	313,300	345,800	367,300
	99	262,200	313,600	346,200	367,600
	100	263,200	314,000	346,500	368,000
	101	264,300	314,300	346,900	368,300
	102	265,400	314,700	347,200	368,700
	103	266,400	315,100	347,600	369,000
	104	267,400	315,500	347,900	369,400
	105	268,500	315,900	348,200	369,700
	106	269,500	316,300	348,600	370,100
	107	270,600	316,700	348,900	370,400
	108	271,700	317,100	349,300	370,800
	109	273,000	317,500	349,600	371,100
	110	273,800	317,800	350,000	371,500
	111	274,600	318,100	350,300	371,800
	112	275,500	318,400	350,700	372,100
	113	276,400	318,700	351,000	372,500
	114	277,300	319,000	351,400	372,800
	115	278,100	319,300	351,700	373,200
	116	278,900	319,600	352,000	373,500
	117	279,700	319,900	352,400	373,900
	118	280,500	320,200	352,800	374,200
	119	281,200	320,500	353,200	374,600
	120	281,900	320,800	353,600	374,900

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	121	282,500	321,100	354,000	375,300
	122	283,100	321,300	354,400	
	123	283,600	321,500	354,800	
	124	284,200	321,700	355,200	
	125	284,600	321,900	355,600	
	126	285,100	322,100	356,000	
	127	285,500	322,300	356,400	
	128	285,800	322,500	356,800	
	129	286,100	322,700	357,200	
	130	286,500	322,900	357,600	
	131	286,800	323,100	358,000	
	132	287,200	323,300	358,400	
	133	287,600	323,500	358,800	
	134	287,900	323,600	359,200	
	135	288,200	323,700	359,600	
	136	288,600	323,800	360,000	
	137	288,900	323,900	360,400	
	138	289,300	324,000	360,800	
	139	289,700	324,100	361,200	
	140	290,000	324,200	361,600	
	141	290,300	324,300	362,000	
	142	290,700	324,400	362,400	
	143	290,900	324,500	362,800	
	144	291,200	324,600	363,200	
	145	291,500	324,700	363,600	
	146	291,700	324,800	364,000	
	147	292,000	324,900	364,400	
	148	292,300	325,000	364,800	
	149	292,600	325,100	365,200	
	150	292,800		365,600	
	151	293,100		366,000	
	152	293,400		366,400	
	153	293,700		366,800	
	154	293,900		367,100	
	155	294,200		367,400	
	156	294,500		367,700	
	157	294,700		368,000	
	158	295,000			
	159	295,300			
	160	295,600			
	161	295,900			
	162	296,200			
	163	296,500			
	164	296,800			
	165	297,100			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 216,300	円 227,500	円 248,600	円 279,800

107	269,100	1,100	270,800	1,100	1,500	0.56%	315,500	400	316,700	400	1,200	0.38%	346,300	300	348,900	400	2,800	0.75%	367,400	400	370,400	400	3,000	0.82%
108	270,200	900	271,700	1,300	1,500	0.56%	315,900	400	317,100	400	1,200	0.38%	346,600	400	349,300	300	2,700	0.78%	367,800	300	370,800	300	3,000	0.82%
109	271,100	1,000	273,000	800	1,900	0.70%	316,300	300	317,500	300	1,200	0.38%	347,000	300	349,600	400	2,800	0.75%	368,100	400	371,100	400	3,000	0.81%
110	272,100	1,000	273,800	800	1,700	0.62%	316,600	300	317,800	300	1,200	0.38%	347,300	300	350,000	300	2,700	0.78%	368,500	300	371,500	300	3,000	0.81%
111	273,100	900	274,800	900	1,500	0.55%	316,900	300	318,100	300	1,200	0.38%	347,600	400	350,300	400	2,700	0.78%	368,800	400	371,800	300	3,000	0.81%
112	274,000	900	275,500	900	1,500	0.55%	317,200	300	318,400	300	1,200	0.38%	348,000	300	350,700	300	2,700	0.78%	369,200	300	372,100	400	2,900	0.79%
113	274,900	900	276,400	900	1,500	0.55%	317,500	300	318,700	300	1,200	0.38%	348,300	400	351,000	400	2,700	0.78%	369,500	400	372,500	300	3,000	0.81%
114	275,800	800	277,300	800	1,500	0.54%	317,800	300	319,000	300	1,200	0.38%	348,700	300	351,400	300	2,700	0.77%	369,900	300	372,800	400	2,900	0.78%
115	276,600	800	278,100	800	1,500	0.54%	318,100	300	319,300	300	1,200	0.38%	349,000	400	351,700	300	2,700	0.77%	370,200	400	373,200	300	3,000	0.81%
116	277,400	800	278,900	800	1,500	0.54%	318,400	300	319,600	300	1,200	0.38%	349,400	300	352,000	400	2,800	0.74%	370,600	300	373,500	400	2,900	0.78%
117	278,200	700	279,700	800	1,500	0.54%	318,700	300	319,900	300	1,200	0.38%	349,700	400	352,400	400	2,700	0.77%	370,900	400	373,900	300	3,000	0.81%
118	278,900	800	280,500	700	1,800	0.57%	319,000	300	320,200	300	1,200	0.38%	350,100	400	352,800	400	2,700	0.77%	371,300	300	374,200	400	2,900	0.78%
119	279,700	700	281,200	700	1,500	0.54%	319,300	300	320,500	300	1,200	0.38%	350,500	400	353,200	400	2,700	0.77%	371,600	400	374,600	300	3,000	0.81%
120	280,400	500	281,900	600	1,500	0.53%	319,600	300	320,800	300	1,200	0.38%	350,900	400	353,600	400	2,700	0.77%	372,000	300	374,900	400	2,900	0.78%
121	280,900	700	282,500	600	1,800	0.57%	319,900	200	321,100	200	1,200	0.38%	351,300	400	354,000	400	2,700	0.77%	372,300		375,300		3,000	0.81%
122	281,600	500	283,100	500	1,500	0.53%	320,100	200	321,300	200	1,200	0.37%	351,700	400	354,400	400	2,700	0.77%						
123	282,100	600	283,600	600	1,500	0.53%	320,300	200	321,500	200	1,200	0.37%	352,100	400	354,800	400	2,700	0.77%						
124	282,700	400	284,200	400	1,500	0.53%	320,500	200	321,700	200	1,200	0.37%	352,500	400	355,200	400	2,700	0.77%						
125	283,100	500	284,600	500	1,500	0.53%	320,700	200	321,900	200	1,200	0.37%	352,900	400	355,600	400	2,700	0.77%						
126	283,600	300	285,100	400	1,500	0.53%	320,900	200	322,100	200	1,200	0.37%	353,300	400	356,000	400	2,700	0.76%						
127	283,900	400	285,500	300	1,800	0.56%	321,100	200	322,300	200	1,200	0.37%	353,700	400	356,400	400	2,700	0.76%						
128	284,300	300	285,800	300	1,500	0.53%	321,300	200	322,500	200	1,200	0.37%	354,100	400	356,800	400	2,700	0.76%						
129	284,600	300	286,100	400	1,500	0.53%	321,500	200	322,700	200	1,200	0.37%	354,500	400	357,200	400	2,700	0.76%						
130	284,900	400	286,500	300	1,800	0.56%	321,700	200	322,900	200	1,200	0.37%	354,900	400	357,600	400	2,700	0.76%						
131	285,300	400	286,800	400	1,500	0.53%	321,900	200	323,100	200	1,200	0.37%	355,300	400	358,000	400	2,700	0.76%						
132	285,700	300	287,200	400	1,500	0.53%	322,100	200	323,300	200	1,200	0.37%	355,700	400	358,400	400	2,700	0.76%						
133	286,000	300	287,600	300	1,800	0.56%	322,300	100	323,500	100	1,200	0.37%	356,100	400	358,800	400	2,700	0.76%						
134	286,300	400	287,900	300	1,800	0.56%	322,400	100	323,600	100	1,200	0.37%	356,500	400	359,200	400	2,700	0.76%						
135	286,700	300	288,200	400	1,500	0.52%	322,500	100	323,700	100	1,200	0.37%	356,900	400	359,600	400	2,700	0.76%						
136	287,000	400	288,600	300	1,800	0.56%	322,600	100	323,800	100	1,200	0.37%	357,300	400	360,000	400	2,700	0.76%						
137	287,400	300	288,900	400	1,500	0.52%	322,700	100	323,900	100	1,200	0.37%	357,700	400	360,400	400	2,700	0.75%						
138	287,700	400	289,300	400	1,800	0.56%	322,800	100	324,000	100	1,200	0.37%	358,100	400	360,800	400	2,700	0.75%						
139	288,100	400	289,700	300	1,800	0.56%	322,900	100	324,100	100	1,200	0.37%	358,500	400	361,200	400	2,700	0.75%						
140	288,500	200	290,000	300	1,500	0.52%	323,000	100	324,200	100	1,200	0.37%	358,900	400	361,600	400	2,700	0.75%						
141	288,700	400	290,300	400	1,800	0.55%	323,100	100	324,300	100	1,200	0.37%	359,300	400	362,000	400	2,700	0.75%						
142	289,100	300	290,700	200	1,800	0.55%	323,200	100	324,400	100	1,200	0.37%	359,700	400	362,400	400	2,700	0.75%						
143	289,400	300	290,900	300	1,500	0.52%	323,300	100	324,500	100	1,200	0.37%	360,100	400	362,800	400	2,700	0.75%						
144	289,700	200	291,200	300	1,500	0.52%	323,400	100	324,600	100	1,200	0.37%	360,500	400	363,200	400	2,700	0.75%						
145	289,900	300	291,500	200	1,800	0.55%	323,500	100	324,700	100	1,200	0.37%	360,900	400	363,600	400	2,700	0.75%						
146	290,200	300	291,700	300	1,500	0.52%	323,600	100	324,800	100	1,200	0.37%	361,300	400	364,000	400	2,700	0.75%						
147	290,500	200	292,000	300	1,500	0.52%	323,700	100	324,900	100	1,200	0.37%	361,700	400	364,400	400	2,700	0.75%						
148	290,700	300	292,300	300	1,800	0.55%	323,800	100	325,000	100	1,200	0.37%	362,100	400	364,800	400	2,700	0.75%						
149	291,000	300	292,600	200	1,800	0.55%	323,900		325,100		1,200	0.37%	362,500	400	365,200	400	2,700	0.74%						
150	291,300	300	292,800	300	1,500	0.51%							362,900	400	365,600	400	2,700	0.74%						
151	291,600	200	293,100	300	1,500	0.51%							363,300	400	366,000	400	2,700	0.74%						
152	291,800	300	293,400	300	1,800	0.55%							363,700	400	366,400	400	2,700	0.74%						
153	292,100	300	293,700	200	1,800	0.55%							364,100	300	366,800	300	2,700	0.74%						
154	292,400	200	293,900	300	1,500	0.51%							364,400	300	367,100	300	2,700	0.74%						
155	292,600	300	294,200	300	1,800	0.55%							364,700	300	367,400	300	2,700	0.74%						
156	292,900	300	294,500	200	1,800	0.55%							365,000	300	367,700	300	2,700	0.74%						
157	293,200	300	294,700	300	1,500	0.51%							365,300		368,000		2,700	0.74%						
158	293,500	300	295,000	300	1,500	0.51%																		
159	293,800	300	295,300	300	1,500	0.51%																		
160	294,100	300	295,600	300	1,500	0.51%																		
161	294,400	300	295,900	300	1,500	0.51%																		
162	294,700	300	296,200	300	1,500	0.51%																		
163	295,000	300	296,500	300	1,500	0.51%																		
164	295,300	300	296,800	300	1,500	0.51%																		
165	295,600		297,100		1,500	0.51%																		
再任用職員	213,000		216,300		3,300	1.55%	224,200		227,500		3,300	1.47%	245,000											

技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例の 年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長について（案）

1 趣旨

引き続き豊富な経験を有する職員の人材活用を図る観点から、定年年齢の引上げに合わせ、技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例について、その年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長を行う。

2 内容

特例（技能主任職昇任選考及び技能長職昇任選考の受験資格における年齢要件の上限部分を 61 歳未満とする各特例をいう。）の年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長は、以下のとおりとする。

(1) 年齢要件の上限部分の引上げ

ア 技能長職昇任選考における特例

平成 30 年 3 月 31 日現在、2 級職に任用されており、行政職給料表（二）3 級が適用されている者については、年齢要件の上限部分を 62 歳未満とする。

イ 技能主任職昇任選考における特例

平成 30 年 3 月 31 日現在、1 級職に任用されており、行政職給料表（二）2 級以上が適用されている者については、年齢要件の上限部分を 62 歳未満とする。

(2) 期間の延長

2 年間延長する。

3 適用時期

令和 7 年度からとする。

職員の採用・昇任等に関する一般基準第 9 項第 5 号による 転職に係る年齢要件及び転職調整号数の見直しについて（案）

1 趣旨

定年年齢が段階的に引き上げられる中、高年齢層職員を中心とする人材の更なる活用を図るため、職員の採用・昇任等に関する一般基準第 9 項第 5 号による転職について、技能系職種への転職に係る年齢要件及び転職調整号数を見直す。

2 見直し内容

- (1) 年齢要件を撤廃する。
- (2) 転職調整号数を付さないこととする。

3 適用時期

令和 7 年度からとする。

2024 年度賃金確定（第 5 回）団体交渉

1. 日 時 2024 年 11 月 22 日（金） 0 時 27 分から 0 時 28 分

2. 場 所 東京区政会館 20 階 203 会議室

3. 出席者

区長会：

佐藤副区長会会長（荒川区）、寺田副区長会副会長（新宿区）、川野副区長会副会長（大田区）、田中副区長会役員（中央区）、野村副区長会役員（台東区）、中村副区長会役員（世田谷区）、青山副区長会役員（中野区）、弓場副区長会役員（江戸川区）、入澤副管理者（特人厚）

オブザーバー：

小林人事企画部長（特人厚）、林調査課長（特人厚）、新井勤労課長（特人厚）

清掃労組：

多田中央執行委員長、西村副中央執行委員長、坂部副中央執行委員長、渡辺書記長、萩原書記次長、泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、西大條常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員、高橋常任中央執行委員

4. 議事録

〈清掃労組〉

皆さん方から示された業務職給料表は、昨年の最低改定額を上回る、全級及び全号給の引上げが実現したものの、物価高騰の影響を受けている職員の生活改善にはほど遠く、本年の春闘結果等に鑑み、大幅な賃上げを期待していた私どもにとっては、不満が残る結果となりました。

しかし、本年の賃金確定交渉期において、皆さん方と、人材確保に資する更なる取組が必要であるとの課題を共有し、賃金水準や人事制度の改善に向けて協議をしていくこととなりました。

改めて、魅力ある賃金・人事制度を構築するため、賃金確定期のみならず、私どもとの議論を早期に開始し、改善に向けた具体的な取組の結論が

得られるよう、要請するものです。

〈当局〉

私どもといたしましても、引き続き、皆さんと丁寧に協議してまいりたいと考えております。

〈清掃労組〉

特別区の清掃職場における人材確保を推進するため、賃金水準や人事制度の抜本的な改善に向け、私どもからも精力的な協議をお願いし、先ほど皆さん方から示された、本年度の賃金改定を始めとする諸課題に関する最終判断と提案を受け入れることとします。

〈当局〉

妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

再採用選考（カムバック採用）制度の導入について（案）

1 趣旨

人材確保が課題となる中、公務を担う能力のある人材を積極的に確保するため、自区の退職者を再び採用することができる新たな採用制度を導入する。

2 内容

(1) 制度の導入

制度を必要とする区が導入できることとする。

(2) 採用する職種

各区で定める。なお、退職時の職種と同一の職種で採用するものとする。

(3) 採用時の職務の級

退職時の職務の級以下の級とする。

(4) 採用の方法

人事委員会からの委任を受けた任命権者の選考による。

(5) 選考の方法

書類審査（在職時の人事評価を含む。）、面接その他任命権者が必要と認める方法とする。

(6) 受験資格

次の要件を全て満たす者とする。

ア 平成 30 年 4 月 1 日以降に退職した者

イ 在職時の勤務経験年数が 1 年以上ある者

ウ 選考受験日の属する年度の末日において 65 歳未満の者。ただし、令和 12 年度までの間、年齢要件の上限部分は次表のとおり

とする。

選考年度	7	8	9	10	11	12
年齢要件の上限	62歳未満		63歳未満		64歳未満	

(7) 採用後の任用上の取扱い

昇任選考の受験資格における、在職期間要件の判定に当たっては、採用前の勤務経験年数を通算する。

(8) 初任給

退職時の級号給を基礎とし、退職年度以降の期間に応じた加算を行う。

3 その他

本制度の導入に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

4 導入時期

令和7年度からとする。